主

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人渡辺彰平の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。(一旦主要食糧輸送罪が成立した以上その後その物が主要食糧から除外されても、刑の廃止があつた場合に当らないことは当裁判所の判例とするところである。昭和二四年(れ)第二四七一号、同二六年三月二二日判決、判例集五巻四号六一四頁参照)

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和二七年一一月一四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	Щ	精	_
裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎